

知って得する!

法律コラム



弁護士 根来真一郎

簡易裁判所ってどんなところ？

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応（債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟）が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。（2021年1月1日現在）

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋恋番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110
Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の根来(ねごろ)です。最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所と並んで、簡易裁判所について耳にされたことはありませんでしょうか。今回は、簡易裁判所についてお話をさせていただきたいと思います。

1 簡易裁判所とは？

簡易裁判所は、比較的少額軽微な事件を、国民が利用しやすい簡易な手続きで、迅速に解決するために設けられた第一審裁判所です。

民事訴訟法においては、第八章が「簡易裁判所の訴訟手続に関する特則」となっています。270条にて、「手続の特色」として「簡易裁判所においては、簡易な手続により迅速に紛争を解決するものとする」と定められています。

2 簡易裁判所で取り扱っている民事事件

簡易裁判所で取り扱っている民事事件は、以下のようなものがあります。

・民事訴訟

裁判官が法廷で、双方の主張を確認し、証拠を調べ、最終的に判決によって紛争の解決を図る手続です。訴額140万円以下の訴えは、簡易裁判所の管轄となります。訴額140万円を超える訴えになると、地方裁判所の管轄になります。

・少額訴訟

原則1回の審理で行う迅速な手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に利用できる特別な民事訴訟手続です。

・民事調停

調停委員会が合意をあっせんし、当事者の話し合いによる紛争の解決を図る手続です。

・支払督促

書類審査で行う迅速な手続で、申立人の申立てに基づいて裁判所書記官が金銭の支払を督促する手続です。相手方が異議を述べると、訴訟手続に移行します。

3 簡易裁判所における手続きの特徴

簡易裁判所における手続きは、「比較的少額軽微な事件」を、「国民が利用しやすい簡易な手続き」で、「迅速に解決」という趣旨に基づき、訴訟当事者

が弁護士をつけずに自ら訴訟を提起する場合にも配慮を行っているため、他の裁判所とは異なった特徴があります。

(1) 手続の簡素化

訴えを口頭ですることができ、訴えの提起においても請求の原因に代えて紛争の要点のみを明らかにすれば足りるとされています(民事訴訟法271条、272条)。法的知識が充分ではない、一般市民の方でも利用しやすい手続きとするための配慮です。

(2) 審理手続きの簡素化

書面による準備が不要とされ、当事者は口頭弁論に出頭して主張すれば足りるとされています(民事訴訟法276条1項)。また、擬制陳述の拡大が許容されており、続行期日に当事者の一方が欠席していても、書面が提出されている場合、準備書面の記載事項を陳述したものとみなすことができます(民事訴訟法277条)。これは簡易裁判所が取り扱う事件が、少額・軽微で複雑な争点を含まないものが予定されていることによります。

(3) ただし・・・

ただし、弁護士が担当する場合、簡易裁判所であるからといって、訴えを口頭で行ったり等といった通常の裁判と異なることは余り行いません。民事訴訟法上は要点のみを示せば足りるとされていても、しっかりとした書面を準備して提出します。

訴訟提起は極めて重要な手続きであるので、簡易裁判所管轄の事件であっても、必ず弁護士に事前にご相談いただくことをお勧めします。

なお、陳述擬制の拡張制度は、遠方で不当な裁判を起こされた場合に、毎回出頭しては費用がかさんでしまうため、私は1度だけ使用したことがあります。

4 最後に

簡易裁判所についてご説明をさせていただきました。

他の裁判所と簡易裁判所では、制度設計に様々な違いがあります。最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所等、裁判所ごとに特徴がありますので、ご興味を持たれた方がいらっしゃいましたら弁護士にお気軽にお尋ねください。